

千葉県競馬組合協賛レース（冠レース）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県競馬組合（以下「組合」という。）が船橋競馬を運営するにあたり、企業名や商品名等を通じたイメージアップ、新たな競馬ファンの開拓及び売り上げの向上を図ることを目的とした一般公募による協賛レース（以下「冠レース」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象レース）

第2条 冠レースは1日のうちに1レースを上限とし、重賞及び特別レースは対象外とする。ただし、組合が別に定める場合にあってはこの限りでない。

（申込方法）

第3条 協賛を希望する者は、別紙1「冠レース申込書」及び別紙2「誓約書」に必要事項を記入のうえ、希望するレースが行われる開催の初日から40日前までに申し込むものとする。

（冠レースの審査・決定）

第4条 組合は、協賛者、競走名及び実施イベント等の事項について特段の支障がないと認められるときは、冠レースの実施を決定するものとする。

なお、特に必要があると認められるときは、別に定める「冠レース審査会」において審査のうえ、冠レースの実施の可否を決定することができる。

2 組合は、前項の規定により冠レースの実施の可否を決定したときは、速やかに別紙3「冠レース実施決定通知書」により、その旨を申込者に通知しなければならない。

（協賛者が行う負担）

第5条 冠レースの実施を希望する企業は、次のいずれか一以上を実施することとする。なお、詳細については組合と協議のうえ決定するものとする。

（1）レース関係者への賞品またはファンサービス品等の提供。

（2）船橋競馬場への誘客につながるイベント等の実施

2 冠レースの実施を希望する個人は、3万円を負担するものとする。実施決定の通知があった個人は、希望するレースが行われる開催の初日から10日前までに組合の指定する口座に振り込むものとし、振り込みのない場合は、決定を取消することができるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、協賛者が組合の許可を得てイベント・販売促進活動等（販売行為は原則禁止）を実施する場合の費用は、協賛者が負担するものとする。

(協賛に対する特典)

第6条 協賛者に対する特典は次のとおりとする。

- (1) レースのサブタイトルに企業名・商品名・記念日等を明記し、番組表に掲載する。
- (2) パドック内において横断幕掲示場所を提供する。
- (3) (2) 以外の競馬場内においてPRする場を提供する。
- (4) 来賓室を提供する。(原則として重賞レース日等は除く)
- (5) その他組合が必要として実施する事項

(その他)

第7条 やむを得ない理由により冠レースが実施されなかった場合の、代替レースの実施等については、組合は協賛者と協議するものとする。

(補足)

第8条 前7条に定めるもののほか、冠レースの実施等については、組合と協賛者との協議のうえ決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

この要綱は、平成23年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 8月 1日から施行する。